

平成 1 9 年 5 月 8 日開会

平成 1 9 年 5 月 8 日閉会

平成 1 9 年 5 月 第 1 回臨時会会議録

小豆島町議会

平成 19 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 36 号

平成 19 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 19 年 5 月 1 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

- 1 . 期 日 平成 19 年 5 月 8 日 (火)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事件
 - (1) 専決処分の報告について (小豆島町税条例の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の報告について (小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 専決処分の報告について (小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (4) 教育委員会の任命につき同意を求めることについて
 - (5) 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

開 会 平成 19 年 5 月 8 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 19 年 5 月 8 日 (火曜日) 午前 10 時 5 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月8日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜 代 文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝 太 郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真 由 美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	合 内 昭 次			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
会 計 管 理 者	松 下 智			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 秀 安			
介護老人保健施設事務長	荘 野 守			
病 院 事 務 長	棟 保 博			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成19年第1回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成19年5月8日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第2号 . 専決処分の報告について(小豆島町税条例の一部を改正する条例)
(町長提出)
- 第4 報告第3号 . 専決処分の報告について(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(町長提出)
- 第5 報告第4号 . 専決処分の報告について(小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
(町長提出)
- 第6 議案第43号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第7 発議第4号 . 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議員提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る5月1日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会5月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

新緑の美しい季節を迎えております。島内で県外の車を見ますと、小豆島町の魅力を十分に楽しんでいただきたいとの思いで見送ることがしばしばでございます。本年のゴールデンウィークも終わり、職員の英気も養われており、山積する行政課題に積極的に対応していきたいと考えております。

本臨時会では、地方税法の改正に伴います条例改正の専決につきましてのご報告及び人事案件1件のご審議をお願いすることとなっております。また、議員発議の案件が1件ございます。

議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） 次に、既に議員各位にもご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町の人事異動があり、課長級などの一部がかわっておりますので、異動されました課長のごあいさつをお願いいたします。

会計管理者。

会計管理者（松下 智君） 会計管理者の松下です。

担当業務といたしましては、出納室と収納対策室を担当しております。出納室の業務内容につきましては、前収入役と全く同じ業務内容でございますけれども、一般会計や特別会計の現金や有価証券等の出納、保管に関する事、決算調整に関する事、また基金の運用とか資金調達等々がございまして、これらについて予算に対して適切かどうか、条例、法令等に違反していないかどうか、そういったことに留意して努めていきたい

と思っております。

次に、収納対策室につきましては、現在各種の滞納について整理、分類中でございます。ただ、一番の問題点は時効の問題がございます。地方自治法適用のものとか、民法適用のものがございます。時効につきましては地方自治法では5年ということになっておりますが、民法につきましては2年とか3年とか、それぞれ異なってまいります。そういったことの調整を図りながら、ことし1年、どうその収納体制についてシステム化を図っていくかということが大きな課題であると現在は考えております。今後ともよろしく願いたします。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（岡 秀安君） 失礼いたします。

4月の社会教育課長を拝命いたしました岡でございます。

町社会教育振興のために精いっぱい努めてまいりたいと思っております。議員の皆様方には格別のご指導、またご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 病院事務長を拝命しました棟保といいます。よろしくお願いをいたします。

昨年の4月に、診療報酬の大幅な引き下げがありましたし、また所得ある高齢者の負担割合の見直しというようなことで、病院を取り巻く環境、非常に厳しいところでございますが、町立病院として住民の必要とする医療の提供に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 住民福祉課長の合内でございます。

私ども住民福祉課に課せられたいろいろな大きな課題がございますので、それに精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

議長（中村勝利君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（荘野 守君） 介護老人保健施設事務長荘野でございます。何分、初めての部署であります。議員の皆様方にもいろいろご迷惑をおかけするかと思っておりますが、よろしくお願い致します。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 4月1日付の人事異動で、商工観光課長を拝命いたしま

した松本でございます。もとより微力ではございますが、本町固有の素材であるオリーブを活用とした地域振興を初め商工観光行政の伸展に全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 議会事務局長。

議会事務局長（真渡 健君） 議会事務局長を拝命いたしました真渡健でございます。もとより微力ではございますが、誠心誠意職務に取り組んでまいりたいと存じております。議員の皆様におかれましては、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時35分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、15番鍋谷真由美議員、16番中江正議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について（小豆島町税条例の一部を改正する



条例)

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について(小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議長(中村勝利君) 次、日程第3、報告第2号専決処分の報告について(小豆島町税条例の一部を改正する条例)、日程第4、報告第3号専決処分の報告について(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、日程第5、報告第4号専決処分の報告について(小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例)は関連する案件でありますので、あわせて報告を求めます。

町長。

町長(坂下一朗君) 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

国会におきまして、平成19年3月23日に地方税法の一部を改正する法律が可決成立し、4月1日から施行されることに伴いまして、本町の小豆島町税条例を改正する必要性が生じました。

この改正につきまして上位法の改正に伴う条例改正で、地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項(平成18年5月11日議決)第6項の法令の改正に伴い、義務的に町の条例を改正することに該当いたしますので、専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、ご報告いたすものでございます。

また、報告第3号の小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決処分につきましても、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うものですので、ご報告をいたします。

次の報告第4号の小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例、専決処分につきましては、結核予防法が廃止され、公費負担の規定が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に移行されたことに伴うものですので、ご報告をいたします。

いずれも条例改正の内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(中村勝利君) 日程第3、報告第2号専決処分の報告について(小豆島町税条例の一部を改正する条例)の内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 専決処分書。

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成19年3月30日。小豆島町長坂下一朗。

小豆島町専決処分第1号。

記。

小豆島町税条例の一部を改正する条例。

小豆島町税条例（平成18年小豆島町条例第50号）の一部を次のように改正する。

それでは、要旨に基づいて説明を申し上げます。参考までに、新旧対照表とあわせてごらんください。要旨が6ページから、新旧対照表は8ページからとなっております。

今回の一部改正につきましては、昨年に非常に大幅な改正を行っておりますので、所得税並びの改正で、ごく小規模なものとなっております。

それでは、まず第2条でございます。用語の改正でございます。地方自治法の一部を改正する法律が公布施行されましたので、それに伴い吏員とその他の職員のこの区分と、事務吏員と技術吏員との区分が廃止されました。一律に職員に統一されたことに伴う改正でございます。施行日は19年4月1日でございます。

次に、第23条、町民税の納税義務者等の追加でございます。信託法の改正が平成18年12月8日成立、12月15日公布されたのに伴いまして、法人課税信託を受託した個人は会社とみなし、法人税割額を課することとするものでございます。第23条第1項に、新たに5号が追加されたものでございます。施行日は信託法の施行の日となっております。

次に、第31条、均等割の税率についてでございます。さきの23条第1項が新たに加わりまして、同5号中に「法人課税信託（法人税法昭和40年法律第34号）」云々という事項が既にうたわれておりますので、「昭和40年法律第34号」を削るものでございます。

次に、第95条、たばこ税の税率を3,064円から3,298円とするものでございます。平成18年度の改正で定率減税が廃止されましたのに伴いまして、地方税法附則第40条が削除となります。これに伴いまして、同附則に規定されておりました特例税率、これを廃止して本則税率とするものでございます。この件につきましては、去年の7月1日から3,298円となっておりますので、値段への影響はございません。

次に、附則の改正に入ります。

附則第10条の2第6項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての新設でございます。今回、新しく追加された条文でござ

います。平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間、この間に高齢者、障害者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修が行われた住宅に対しまして、100平方メートルまでを限度に翌年度分の税額を3分の1減額するものでございます。この件につきましては、対象となる家屋が限定されておりますので、住民福祉課の担当の方にも連絡をいたしております。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例でございます。この件につきましては、先ほどの95条たばこ税の特例措置の廃止に伴い、附則第16条の2第1項の特例が削られ、第2項が第1項に、第3項が第2項となる項ずれでございます。

引き続きまして、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてでございます。本条は「第36条の5から37条まで」とうたわれておりますのを、「36条の5、37条」とするもので、租税特別措置法第36条の6の特定の居住用財産の買いかえ及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例、これが平成18年12月31日で効力を失うということになりますことから、36条の6を削るためのものでございます。

引き続きまして、附則第19条の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例についてでございます。金融先物取引法等の4法律を廃止しまして、投資信託及び投資法人に関連する法律を改正することによって、証券取引法は従来より相当幅の広い金融商品を対象とする法律となりました。そのことから、題名を証券取引法から金融商品取引法へと改めるものに伴う改正でございます。施行日は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日となっております。

附則19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の延長でございます。この件につきましては、上場株式等を譲渡した場合には本来であれば住民税が5%、所得税が15%、合計で2割の税金がかかるのが本来でございますが、住民税3%、所得税7%、合計10%となる軽減措置、これが平成20年度で終わりますので、それを1年間延長して平成21年度までとするものでございます。これによりまして、譲渡益につきましては平成20年の末まで、配当等につきましては21年3月末日までということになります。

次、附則20条の4、条例適用利子等の条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、これも延長でございます。この条文は、昨年新しく設けられた条文でございますけども、条約相手国との間で課税上の取り扱いの異なる投資事業組合等の事業体を通じまし

て、利子とか配当金の支払いがある場合に税率の軽減や免税の規定を定めたものでございますが、これも適用期限を1年間延長するものでございます。施行日は、4月1日となっております。

附則20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例、これは新設でございます。新しく追加されたものでございます。租税条約の規定に基づきまして、日本国内の居住者が条約相手国の社会保険制度に保険料を支払った場合、その保険料の一定の金額を限度として、その年の総所得金額から控除するものでございます。対象となる保険料につきましては、平成19年4月1日以降に支払う、または控除される保険料について適用されることとなります。

以上で町税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第4、報告第3号専決処分の報告について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 17ページ、よろしく申し上げます。

専決処分書。

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成19年3月30日。小豆島町長坂下一朗。

小豆島町専決処分第2号。

記。

小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

小豆島町国民健康保険税条例（平成18年小豆島町条例第52号）の一部を次のように改正する。

さきの町税条例と同様に、要旨に基づいてご説明を申し上げます。要旨は18ページ、新旧対照表は19ページとなっております。

まず、第2条でございます。課税額、限度額の引き上げでございます。国民健康保険税のうち、医療分に係るものでございます。所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額の限度額を53万円から56万円へと3万円引き上げるものでございます。今回の引き上げは平成9年4月以降10年ぶりの引き上げということになります。施行日は4月1日でございます。

次に、13条、国民保険税の減額についてでございます。これは、総所得金額は少なくても、軽減対象となる世帯に対しましても、減額後の金額が56万円を超える場合には56万円までとするというものでございます。現実にはあり得ないでなかろうかと思えますけれども、以上で国民健康保険税条例の一部を改正する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第5、報告第4号専決処分の報告について（小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の内容説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 専決処分書。

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成19年3月30日。小豆島町長坂下一朗。

専決処分第3号の説明をします。

小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

小豆島町国民健康保険条例（平成18年小豆島町条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条」に改める。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

改正の要旨としましては、結核にかかっている患者の医療については、今まで結核予防法により公費負担をしておりましたが、結核予防法が平成19年3月31日をもって廃止になりました。よりまして、平成19年4月1日からは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統一され、公費負担をすることになりました。よりまして、給付の内容は変わらないんですが、法律の名称が変わったために、町条例についてもその一部を改正する必要が生じてきましたので、ここで提案しております。

また、4月1日より施行されるために専決処分をしたものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

（15番鍋谷真由美君「質問してもいいですか」と呼ぶ）

質問ですか。

報告ですので、質疑は簡単にお問い合わせいたします。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 国民健康保険の最高限度額が53万円から56万円に引き上がったことでの町民への影響、人数とかがわかれば教えてください。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 3万円の引き上げによります住民への影響ですけども、大体想定しておりますのが、19年度の見込みですけども、不安定要因といいますか譲渡所得という人が何人か、10人から20人程度年間出ますので、そういうような人につきましては1年切り所得ということになりますので、不安定要因が相当ありますけども、見込みとしましては45か46世帯ぐらいが対象になるのではなかろうかと考えております。

3万円の引き上げにつきましてですけども、厚生労働省の方が5%ルールというのをどうもつくっておるようでございまして、保険の対象となる世帯が全世帯の5%を超えるよう、高額、突き抜ける人が5%を超えるような場合には、国の考え方としては限度額の引き上げを行うと。保険税が頭打ちになる世帯余り多くなりますと、もう本来納税額は中間層、その限度に達しない中間層あたりに相当税負担がかわるといことになりますので、国の方としましては一応5%ルールということで、これの限度額を超える世帯が5%を超えてきた時点で限度額の見直しをしておるようでございます。ただ、小豆島町につきましては所得水準が国が見ておると若干低うございまして、5%いか率でいいまして1.数%という程度、限度額に達するのは全世帯の1.数%というぐらいになっております。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 質問の前ですが、特にやはり専決処分については十分に専決する判断を今後きちと議会にかけるとい前提のもとで取り扱いをお願いしたいというふうに思います。それと、質問についてもこの議会で確保、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それと、感染症のところなんですけど、これは給付の内容は変化なしというふうに言われました。結核予防法が廃止されたということですが、新しくできた感染症の予防及び感染症となってるんですけど、これをそのまま結核というふうに読みかえるのか、それとも今社会の中でいろんな感染症ありますが、そういう内容が含まれているのかどうなのか。その内容について、もし何種類かあるんであれば何症というふうに理解できるのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） この感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というんは、第何号ということになっておりますので、感染症に関するもの、ここへすべて統一したということでございます。それで、結核予防法は今まで国保優先で100分の95の公費負担をしておりましたが、その一部負担につきましても100分の5につきましても過去保険者が定めた条例によって給付を行っておりますので、従前と何ら変わらない給付を受けるということでございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） すべてその感染症を統一したということですが、トータルで何症あるんですか。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） そこまでちょっと調べてないんで、後でまた報告させてもらったらと思います。

議長（中村勝利君） よろしいですか。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第43号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第43号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第43号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、明田隆雄氏が平成19年5月11日をもって任期が満了しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法律第5号第2項の規定に基づき、引き続き同氏を小豆島町教育委員に任命したいと考えておりますので、ご同意を賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第43号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号はこれに同意することに決定されました。

~~~~~

日程第7 発議第4号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、発議第4号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1 番秋長議員。

1 番（秋長正幸君） 発議第4号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の案件を、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成19年5月8日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員秋長正幸。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例。

小豆島町議会委員会条例（平成18年小豆島町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「、内海統括室」を削る。

附則。この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

提案理由。小豆島町行政組織条例の一部が改正されたことに伴い、3月の定例議会で提案すべできありましたが、今回の臨時会で提案し、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

発議第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成19年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員